

奈良県食農部「週休2日試行工事」実施要領

(目的)

第1 本要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けて、現状の課題を把握するために試行する「週休2日試行工事」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 週休2日試行工事の対象は、食農部において発注する土木工事とし、特記仕様書に明記された工事とする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、維持等の総価契約工事及び供用関連工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事は除くものとする。

(用語の定義)

第3

(1) 「週単位の週休2日」とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。

(2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、すべての月で、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 「週単位の週休2日」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」を総称して「週休2日」という。

※1：対象期間とは、工事着手日から完成通知日までの期間をいう（年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く）。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が特記仕様書により事前に対象外としている内容に該当する期間は含まない。

※2：現場閉所とは、巡回パトロール及び保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合、並びに交通誘導警備業務を行う場合を除き、事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合は、現場閉所とはならない。

※3：4週8休以上の現場閉所とは、現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数の割合）が、28.5%以上の水準に達する状態をいう。雨天時等により現場閉所となった場合においても現場閉所日数に含めるものとする。なお、月単位の週休2日について、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休以上の閉所を行ったとみなす。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{現場閉所を行った日数（日）}}{\text{対象期間（日）}}$$

※４：工事着手日とは、工事開始日以降に実際の工事のための準備作業（現場事務所の設置又は測量等）に着手する日をいう。完成通知日とは、工事完成通知書の提出日をいう。

（対象工事である旨等の明示）

第４

- （１）発注者は、週休２日試行の対象工事を発注するにあたり、特記仕様書に週休２日試行の対象工事である旨を記載するとともに、週単位の週休２日を達成した場合は、週単位の補正係数による補正を行い増額変更の対象とし、月単位の週休２日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更の対象となる旨を記載するものとする。（別紙１）
- （２）工事契約後、週休２日対象期間として期間において、災害復旧や緊急対応等の受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定することができる。
- （３）やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交代しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に務めるものとする。

（実施内容）

第５

- （１）受注者は、工事着手日までに週単位又は月単位の週休２日の取り組みについて工事着手前に選択し、その工程について発注者と協議する（通期の週休２日は必須）。また、協議結果に基づき週休２日の実施の旨を施行計画書に記載するものとする。（別紙２参照）
- （２）受注者は、週休２日の取得計画が確認できる休日取得計画書（別紙３）（以下「計画書」という）を作成し、当初の月は工事着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。
- （３）受注者は前号で定めた計画書に対する休日取得実績書（別紙４）（以下「実績書」という）を計画対象月の翌月に速やかに（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く）発注者に提出し確認を受けるものとする。
- （４）受注者は工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休２日試行の対象工事である旨を明示するものとする。（別紙５参照）
- （５）受注者は、工事完成図書において次に掲げる書類を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。
 - １）工事現場において週休２日試行の対象工事である旨を明示したことがわかる写真等

(費用の計上)

第6 発注者は週休2日試行の対象工事において、受注者が週単位の週休2日を達成した場合は、別表1～3に掲げる週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更を行う。

各経費の補正は現場閉所率（対象期間全体に対する週休2日の達成状況）により決定するものとするが、建設業も働き方改革を推進する観点から、受注者は週単位の週休2日が達成できるよう努めるものとする。

(工事成績評定)

第7 発注者は週休2日試行の対象工事において、週単位の週休2日を達成した場合は、工事成績評定において評価するものとする。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績を減ずる措置を行うものとする。

(アンケート調査及びヒアリングの実施)

第8 受注者は、発注者が週休2日試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完成検査日までにアンケートの回答を監督職員に提出するものとする。（様式A参照）

附則

この要領は、令和 3年 7月 1日から施行する。

この要領は、令和 5年 9月 1日から施行する。

この要領は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この要領は、令和 7年12月 1日から施行する。